

国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規

(昭和六十三年十二月十四日国立国会図書館内規第六号)

改正	平成	五年	二月二十五日	国立国会図書館内規第一号	
	同	六年	三月	八日同	
	同	同	十一月十二月	三日同	
	同	同	十一月十二月	十六日同	
	同	同	十二月	五月	二日同
	同	同	十二月	三月三十一日	同日
	同	同	十二月	十月	三日同
	同	同	十二月	九月二十八日	同日
	同	同	十二月	十七日	同日
	同	同	十二月	三月二十八日	同日
	同	同	十二月	三月二十八日	同日
	同	同	十二月	四月	一日同
	同	同	十二月	十二月二十八日	同日
	同	同	十二月	六月二十一日	同日

第一章 総則

(目的)

第一条 この内規は、国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）第八条又は国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）第十一条、第十六条第三項、第二十六条第二号及び第三十六条第一項の規定に基づき、国立国会図書館（以下「館」という。）における資料の利用の制限を定める措置を採る場合の基本方針、措置の

内容及び手続その他必要な事項について定め、もって国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二条の規定により館に課せられた任務の適正な遂行に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 資料の利用を制限する措置をとるに当たっては、館が収集し所蔵する資料は、国民の文化財として蓄積し、その原状を保存して後世に永く伝えるとともに、これを広く国民に公開し、その利用に供すべきものであることに留意しなければならない。

(適用除外)

第三条 この内規は、次に掲げる措置については、適用しない。

- 一 資料の亡失又は損傷の防止を目的とした利用制限措置
- 二 購入、寄贈その他の契約に基づいて館が受け入れた資料について、当該契約において定められた利用制限措置

第二章 利用制限措置

(利用制限措置を採ることができる資料)

第四条 利用制限措置を採ることができる資料は、次のとおりとする。

- 一 その内容が関係者の名誉、プライバシーその他の人権を侵害することが裁判により確定した資料その他その内容を公開することによりこれらの人権を侵害することが客観的に明らかである資料

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十五条に規定する

わいせつ物（以下「わいせつ物」という。）に該当することが裁判により確定した資料及びわいせつ物に該当するか否かについて係争中の資料

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ（以下「児童ポルノ」という。）に該当することが裁判により確定した資料及び児童ポルノに該当するか否かについて係争中の資料

四 国若しくは地方公共団体の諸機関又は次に掲げる法人により、又はこれらのものために発行された資料で、その内容の公開を制限し、又は非公開とすることを当該機関又は法人が公的に決定したもの

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等

ロ その保有する情報の公開を請求する住民等の権利が条例で定められている法人

五 著作権その他の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に定める権利を侵害して発行された資料

（利用制限措置の種類等）

第五条 資料の利用制限措置の種類は、利用禁止及び条件付利用

（一定の条件を付して利用に供することをいう。）とする。

2 資料の利用禁止の措置は、いかなる条件を付しても利用に供することが不適当な場合に限り、とることができるものとする。

第三章 利用制限措置の手続

（利用制限の申出等）

第六条 資料の利用制限は、その資料の著作者若しくは発行者又はその資料の掲載事項に直接の利害関係を有する者からの文書による申出により行うものとする。

2 前項の申出において回収若しくは廃棄又は部分削除、修正その他資料の原状に変更を加える措置（乱丁又は落丁その他これに準ずる理由による最良版による差し替えの場合を除く。）の要請があったときは、第二条の規定に鑑み、原則としてその要請には応じないものとする。

（調査審議等）

第七条 前条第一項の申出があったときは、利用制限等申出資料取扱委員会は、速やかに当該資料の利用制限について調査審議し、その結果を館長に報告する。

2 次の各号に掲げる資料については、前条第一項の申出がない場合であっても、前項の規定に準じて取り扱うことができるものとする。

一 第四条第一号に規定する人権を侵害することが裁判により確定した資料

二 わいせつ物に該当することが裁判により確定した資料及びわ

いせつ物に該当するか否かについて係争中の資料のうち裁判所に係属中のもの

三 児童ポルノに該当することが裁判により確定した資料及び児童ポルノに該当するか否かについて係争中の資料のうち裁判所に係属中のもの

四 第四条第五号に掲げる資料に該当する旨の裁判があつた資料
三 利用制限等申出資料取扱委員会の委員長は、前二項の規定により調査審議に付する資料について、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、一時保管その他の臨時措置を採ることができる。

(決定)

第八条 館長は、当該資料の利用制限について決定する。

2 前項の規定により利用制限措置が決定された資料（以下「措置決定資料」という。）については、別記様式第一の利用制限措置決定票及び必要と認められる申出文書の写し等を措置決定資料に貼付し、又はこれに準ずる方法により、利用制限措置の決定に係る表示を行うものとする。

(利用制限措置を行わない資料への注意の表示)

第八条の二 利用制限措置を行わない資料であつて、その利用に關し利用者に注意を喚起する必要があると認められるものについては、別記様式第二の注意書及び必要と認められる申出文書の写し等を当該資料に貼付し、又はこれに準ずる方法により、注意の表

示を行うものとする。

(措置決定資料の保管等)

第九条 措置決定資料のうち、図書館資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラム（以下この条において「電磁的記録」という。）であつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（次項において「インターネット資料」という。）及び電磁的記録であつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（次項において「オンライン資料」という。）を除く。）に該当するものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者が保管する。

一 利用禁止 収集書誌部長（関西館に所属する資料にあつては、関西館収集整理課長）

二 条件付利用 資料の保管及び利用に関する事務をつかさどる課の長

2 措置決定資料のうち、インターネット資料又はオンライン資料に該当するものは、関西館電子図書館課長が保存する。

(再審議等)

第十条 利用制限等申出資料取扱委員会は、措置決定資料について、

一定の期間が経過する前に、又は当該措置に影響を及ぼすような社会的事情の変化があったと認めるときは、当該措置について再審議し、その結果を館長に報告する。

2 第八条の規定は、措置決定資料の利用制限について再決定する場合にこれを準用する。

3 第一項の期間は、三年を超えない範囲内において、資料ごとに館長が定める。

4 前条の規定は、第二項の規定により再決定された資料について準用する。

(手続の細目)

第十一条 この章に定めるもののほか、資料の利用制限措置の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第四章 利用制限等申出資料取扱委員会

(委員会の設置及び任務)

第十二条 館に、利用制限等申出資料取扱委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第七条の規定による調査審議及び第十条第一項の規定による再審議を行い、その結果を館長に報告する。

(委員会の組織)

第十三条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 委員長には、収集書誌部長を充てる。

3 委員長は、会務を掌理する。

4 委員は、職員のうちから館長が命ずる。

(幹事)

第十四条 委員会における調査審議に必要な資料を準備し、委員を補佐するため、委員会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、職員のうちから館長が命ずる。

(委員会の庶務)

第十五条 委員会の庶務は、収集書誌部収集・書誌調整課において処理する。

(委員会の運営の細目)

第十六条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この内規は、昭和六十四年一月一日から施行する。

2 利用制限等申出図書取扱委員会内規（昭和五十九年国立国会図書館内規第一号。以下「旧内規」という。）は、廃止する。

3 この内規の施行前に旧内規の規定による利用制限等申出図書取扱委員会からの報告に基づき館長が行った利用制限についての決定は、この内規の相当規定による決定とみなす。

4 この内規の施行の際現に利用制限等申出図書取扱委員会の委員又は幹事の職にある者は、この内規の相当規定により委員会の委員又は幹事に任命された者とみなす。

附 則（平成五年二月二十五日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、平成五年二月二十五日から施行する。

附 則（平成六年三月八日国立国会図書館内規第三号）

この内規は、平成六年三月八日から施行する。

附 則（平成十一年十二月三日国立国会図書館内規第七号）

この内規は、平成十一年十二月三日から施行する。

附 則（平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号）抄

- 1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則（平成十一年国立国会図書館規則第六号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成十二年一月一日）

附 則（平成十二年五月二日国立国会図書館内規第三号）

この内規は、平成十二年五月六日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日国立国会図書館内規第十三号）抄

- 1 この内規は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十七日国立国会図書館内規第五号）

この内規は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十七日国立国会図書館内規第七号）抄

（施行期日）

1 この内規は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第二号）抄

（施行期日）

1 この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日国立国会図書館内規第四号）抄

（施行期日）

1 この内規は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十八日国立国会図書館内規第九号）

この内規は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十一日国立国会図書館内規第六号）

この内規は、平成二十五年七月一日から施行する。

様式第一 (別記)
第八條第二項關係

利用制限措置決定票

(文書記号番号)
年 月 日

整理番号		措 置	
書 名 卷 号 等			
発行年月日		請求記号	
国立国会図書館 印			

様式第二(第八条の二関係)

注 意 書			(文書記号番号) 年 月 日
整理番号		排 架	
書 名 卷 号 等			
発行年月日		請求記号	
国立国会図書館 印			